

資料4 計画作成や施設整備など地域で活用可能な支援施策【25年度版】

平成25年度バイオマス関連支援施策一覧		計画作成・調査	設備導入・施設整備	機器・設備リース	技術実証・研究開発	アドバイザー全般
(1) 支援策《国・団体》						
P29	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業（地域再生可能エネルギー熱導入促進事業）		○			
P29	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業（再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業）		○			
P29	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金（地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進事業）		○			
P29	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金（再生可能エネルギー発電システム等事業者導入促進事業）		○			
P29	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業		○			
P30	家庭・事業者向けエコリース促進事業			○		
P30	再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）	○	○			
P30	先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業		○			
P30	CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業				○	
P30	地域バイオマス産業化推進事業	○	○			
P31	地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業		○			
P31	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業		○			○
(2) 支援策《道》						
P32	地域づくり総合交付金（省エネルギー・新エネルギー振興事業）		○			
P32	北海道再生可能エネルギー等導入推進事業（北海道グリーンニューディール基金）		○			
P32	「一村一エネ」事業		○			
P33	地域新エネルギー導入加速化事業	○				
P33	道産エネルギー技術開発支援事業				○	
P33	道産エネルギー製品支援開発事業				○	
P34	エネルギーの地産地消促進事業		○			
P34	中小企業競争力強化促進事業				○	
P34	企業立地補助金（新エネルギー供給業）		○			
P34	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金		○			
P34	農山漁村地域整備交付金（畜産環境総合整備事業）		○			
P35	林業・木材産業構造改革事業（森林バイオマス等活用施設整備）		○			
P35	林業・木材産業構造改革事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）		○			
P36	森林整備加速化・林業再生事業（木質バイオマス利用施設等整備）		○			
P36	森林整備加速化・林業再生事業（森林バイオマス等再利用促進施設整備）		○			
P36	地域新エネルギー導入アドバイザー制度					○
P36	学校施設環境改善交付金		○			
(3) 支援策《融資制度》						
P37	環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）		○			
P37	北海道市町村振興基金貸付金		○			
P37	北海道中小企業総合振興資金（事業活性化資金 事業革新貸付）		○	○		
P37	北海道中小企業総合振興資金（事業活性化資金 ステップアップ貸付（成長分野））		○			
P38	林業・木材産業改善資金		○			

(1) 支援策 《 国 ・ 団体の支援 》

事業名	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業（地域再生可能エネルギー熱導入促進事業）
対象内容	太陽熱利用、温度差エネルギー利用（温泉熱など）、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、地中熱利用
概要	再生可能エネルギー熱利用設備の導入を行う地方公共団体等に対し、設備導入に要する費用の一部を補助
対象者	地方公共団体、非営利民間団体、地方公共団体と連携して事業を行う民間事業者
補助率	補助率：2分の1以内
照会先	（一社）新エネルギー導入促進協議会 TEL:03-5979-7788 http://www.nepc.or.jp/renewable/index.html

事業名	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業 （再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業）
対象内容	太陽熱利用、温度差エネルギー利用（温泉熱など）、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、地中熱利用
概要	先進的な再生可能エネルギー熱利用設備の導入を行う民間事業者に対し、設備導入に要する費用の一部を補助
対象者	民間事業者等
補助率	補助率：3分の1以内
照会先	（一社）新エネルギー導入促進協議会 TEL:03-5979-7788 http://www.nepc.or.jp/renewable/index.html

事業名	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金 （地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進事業）
対象内容	太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電
概要	再生可能エネルギー発電設備の導入を加速化するため、固定価格買取制度の対象とならない、自家費向けの再生可能エネルギー発電システム設備（※）の導入に対し、その導入費用の一部を補助。 （※：固定価格買取制度の設備認定を受けないものを対象とする。）
対象者	○地方自治体からの申請 ○非営利民間団体（社会福祉法人、医療法人、学校法人、信用金庫、協同組合（生協、農協、漁協等）、社団法人、等）からの申請 ○地方自治体と事業者の連携による申請 ○災害等の緊急時等に地域の防災拠点に蓄電池を提供することを条件とした民間事業者からの申請
補助率	補助率：1／2以内
照会先	（一社）新エネルギー導入促進協議会 業務第一グループ TEL:03-5979-7621 / FAX:03-3984-8006 http://www.nepc.or.jp/

事業名	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金 （再生可能エネルギー発電システム等事業者導入促進事業）
対象内容	太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電
概要	再生可能エネルギー発電設備の導入を加速化するため、固定価格買取制度の対象とならない、自家費向けの再生可能エネルギー発電システム設備（※）の導入に対し、その導入費用の一部を補助 ※：固定価格買取制度の設備認定を受けないものを対象とする。
対象者	民間事業者（法人及び青色申告を行っている個人事業者）からの申請に対して補助。
補助率	補助率：1／3以内
照会先	（一社）新エネルギー導入促進協議会 業務第一グループ TEL:03-5979-7621 / FAX:03-3984-8006 http://www.nepc.or.jp/

事業名	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業
対象内容	省エネ、新エネ（太陽光発電、中小水力発電、雪氷熱利用、バイオマス、水温度差熱利用、波力発電、潮汐発電、太陽熱利用、地中熱利用等、排熱利用等、廃棄物熱利用、廃棄物発電、コージェネレーション、燃料電池、その他）
概要	低炭素社会を構築するためには、排出量の増加が顕著である業務部門における低炭素対策技術の導入が必要不可欠です。 本事業は、小規模な地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画により、所有する施設へ、低炭素対策技術を率先して導入する事業を支援し、模範的な先行事例を示すことにより業務部門での温暖化対策の導入促進を図ります。 また、これまでの本事業による導入実績を整理・分析して、優良事例を集約し、広く情報発信を行うことにより、再生可能エネルギー・省エネルギー技術の全国への波及を図ります。
対象者	①小規模地方公共団体（都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが参画する特別地方公共団体を除く） ②小規模地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコを用いて省エネ化を行う民間団体
補助率	補助対象経費の1／2以内*①の事業の補助下限：600万円
照会先	環境省北海道地方環境事務所環境対策課 TEL:011-299-1952 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html

事業名	家庭・事業者向けエコリース促進事業
対象内容	省エネ、新エネ（太陽光発電、風力発電、水力発電、太陽熱利用装置、地中熱利用装置、コージェネレーション、燃料電池）
概要	今後の中長期的な温室効果ガスの大幅削減のためには、家庭、業務、運輸部門での対策が急務です。本事業では低炭素機器の導入に際しての多額の初期投資（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者（中小企業等）を中心に、頭金なしのリースという手法を活用することによって低炭素機器の普及を図り、もって「エコで快適な暮らし」を実現します。
対象者	指定リース事業者
補助率	リース料の3%又は5%。
照会先	環境省総合環境政策局環境経済課 TEL:03-3581-3351（代表） http://www.iaesco.or.jp/ecolease-promotion/

事業名	再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）
対象内容	新エネ（太陽光発電、風力発電、中小水力発電、雪氷冷熱利用、バイオマス、水温度差熱利用、波力発電、潮汐発電、太陽熱利用、地熱利用等、排熱利用等、燃料電池、その他）
概要	東日本大震災と原子力発電所の事故を受け、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題となっています。本事業では、東北地方のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、地域主導での自立・分散型エネルギー導入を全国的に展開するため、グリーンニューディール基金制度を活用した支援
対象者	(1) 再エネ等導入に係る計画策定事業：都道府県・指定都市 (2) 公共施設における再エネ等導入事業：都道府県・指定都市、都道府県→市町村 (3) 民間施設における再エネ等導入促進事業：都道府県・指定都市→民間事業者 (4) 風力・地熱発電事業等支援事業：都道府県・指定都市→民間事業者
補助率	(1) 再エネ等導入に係る計画策定事業：定額 (2) 公共施設における再エネ等導入事業：定額（高効率省エネ機器導入については、補助率2/3） (3) 民間施設における再エネ等導入促進事業：補助率1/3（特定被災地方公共団体は1/2）または利子補給 (4) 風力・地熱発電事業等支援事業：補助率1/2 または利子補給
照会先	環境省総合環境政策局環境計画課 TEL:03-3581-3351（代表） http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html

事業名	先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業
対象内容	省エネ、新エネ（太陽光発電、バイオマス、コージェネレーション、燃料電池）
概要	この補助事業は、業務ビルや工場等におけるCO2 排出量削減のため、先進対策の効率的実施を促すものです。CO2 排出量の増加が著しい業務部門と全部門の中に占める温室効果ガス排出量の割合が最大の産業部門の既存ストックに対して、リバースオークションや排出枠の取引といった市場メカニズムの活用により、先進的な設備導入と運用改善を促進し、効率的にCO2 排出量を大幅に削減するものです。 本事業を通じて得られる削減に関するデータを活用し、業務・産業部門の削減ポテンシャルを把握し、費用対効果と効率性の高い削減対策について広く情報提供していくこととしています。
対象者	民間団体
補助率	補助対象経費の1/3
照会先	環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 TEL:03-5521-8354 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html

事業名	CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業
対象内容	省エネ、新エネ（太陽光発電、中小水力発電、雪氷熱利用、バイオマス、水温度差熱利用、波力発電、潮汐発電、太陽熱利用、地中熱利用等、排熱利用等、廃棄物熱利用、廃棄物発電、コージェネレーション、燃料電池、その他）
概要	地球温暖化対策技術については、民間に委ねるだけでは、大幅なCO2 削減に必要な技術開発が必ずしも進まないことから、民間の開発インセンティブが小さいCO2 排出削減技術の開発・実証が必要不可欠です。そこで、将来の地球温暖化対策強化につながるCO2 排出削減効果の優れた技術の開発・実証を国の主導により強力に進め、CO2 排出量の大幅な削減を目指します。
対象者	民間団体、公的研究機関、大学等
補助率	委託事業、補助事業（総事業費の1/2上限）
照会先	環境省地球環境局地球温暖化対策課 TEL:03-5521-8249 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html

事業名	地域バイオマス産業化推進事業
対象内容	新エネ（バイオマス）
概要	地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地産地消型の再生可能エネルギーの強化と環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくり（バイオマス産業都市）を支援します。
対象者	民間団体等
補助率	1. 地域バイオマス産業化支援事業（計画づくり支援）： 補助率：定額 2. 地域バイオマス産業化整備事業（施設整備支援）： 補助率：1/2以内
照会先	農水省食料産業局バイオマス循環資源課 TEL:03-6738-6479(直)

事業名	地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業
対象内容	新エネ（バイオマス）
概要	地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデル的な取組の構築への支援
対象者	民間団体
補助率	補助率：定額
照会先	農水省食料産業局再生可能エネルギーグループ TEL:03-6744-1507(直)

事業名	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業
対象内容	新エネ（バイオマス）
概要	地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想（入口）から運転開始（出口）に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援
対象者	1. 地域における活動への支援 事業実施主体：民間団体、地方公共団体 2. ワンストップ窓口（専門家・団体による各地域へのサポート）の設置 事業実施主体：民間団体
補助率	補助率：定額
照会先	農水省食料産業局再生可能エネルギーグループ TEL:03-6744-1507(直)

(2) 支援策 《 道の支援 》

事業名	地域づくり総合交付金（省エネルギー・新エネルギー振興事業）
対象内容	①省エネ、②新エネ（太陽光発電、風力発電、中小水力発電、雪氷熱利用、バイオマス、水温度差熱利用、波力発電、潮汐発電、太陽熱利用、地熱利用等、排熱利用等、廃棄物熱利用、廃棄物発電、コージェネレーション、燃料電池）
制度の目的	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について交付金を交付する。
対象者	市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、総合振興局長・振興局長が適当と認める者を対象とする。
対象事業	1 ハード系事業～新エネルギー等開発利用施設整備事業 対象事業：公共用施設に導入する開発利用施設の整備 2 ソフト系事業～省エネルギー・新エネルギー促進事業 ※上記の「省エネルギー」及び「新エネルギー」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第2条に定めるもの
補助率等	・交付率：2分の1以内 ・上限額、下限額 ハード系事業 <上限額> 単一市町村 1億円（その他 2億円）、<下限額>500万円 ソフト系事業 <上限額> 単一市町村 500万円（その他 1,000万円）、<下限額> 50万円 ※総合振興局長・振興局長が適当と認める者 <上限額> 300万円、<下限額> 10万円
照会先	北海道総合政策部地域づくり支援局地域政策課、経済部産業振興局環境・エネルギー室 各総合振興局・振興局地域政策部地域政策課、産業振興部商工労働観光課 （総合政策部）TEL:011-204-5149 （経済部）TEL:011-204-5319 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/sogokouhukin.htm

事業名	北海道再生可能エネルギー等導入推進事業（北海道グリーンニューディール基金）
対象内容	新エネ（太陽光発電、風力発電、中小水力発電、雪氷熱利用、バイオマス、水温度差熱利用、太陽熱利用、地熱利用等、排熱利用等）
制度の目的	本事業は、地域の再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を支援し、環境先進地域（エコタウン）づくりを推進することを目的としています。
対象者	市町村（指定都市は除く）、一部事務組合等
対象事業	【対象事業】 地域の防災拠点となり得る公共施設や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、再生可能エネルギー等を導入する事業 【公共施設等の例示】 地域の防災拠点等であって、耐震性を有すると判断できる施設 ①社会福祉施設、②庁舎、③公民館、④体育館、⑤診療施設、⑥消防本部・消防署等、⑦下水道施設、 ⑧上水道施設、⑨学校 【その他】 ・技術開発や実証事業は対象外 ・発電した電気は専ら自家消費に限る
補助率等	補助率：10/10以内（公共施設）
照会先	北海道環境生活部環境局地球温暖化対策室 TEL:011-204-5885 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/gnd.htm

事業名	「一村一エネ」事業
対象内容	①省エネ、②新エネ（太陽光発電、風力発電、中小水力発電、雪氷熱利用、バイオマス、水温度差熱利用、波力発電、潮汐発電、太陽熱利用、地熱利用等、排熱利用等、廃棄物熱利用、廃棄物発電、コージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車）
制度の目的	本事業は、市町村と企業やNPO等地域の多様な主体が、協働・連携して行う地域の特色を生かした省エネルギー・新エネルギーを推進する取組で、経済性及び地域経済活性化等について定量的・具体的な効果が見込まれる事業（「一村一エネ」事業という。）を支援することにより、環境と持続的発展が両立する社会の実現に資することを目的としています。
対象者	法人、任意団体及びその他知事が適当と認めた者と市町村で構成された共同体（コンソーシアム） ※複数の市町村のみで構成されたものを除きます。
対象事業	地域の特色を活かした省エネ・新エネを推進する取組で、経済性・地域経済活性化等についても効果が見込まれる事業。 【地域経済の活性化】 ・環境エネルギー産業の育成 ・商店街の活性化 ・農商工連携の強化 ・観光振興、交流推進 ・ものづくり、食産業の振興 ・建設業の新分野進出 ・コミュニティビジネスの創出 ・産業立地の推進 ・その他産業・雇用の維持・創出につながる地域経済の課題解決
補助率等	事業計画書に記載の新エネルギー導入量及び省エネルギー量を原油換算し、それぞれに応じた単価を乗じた額と補助対象経費の合計額のいずれか低い額 ただし、新エネ導入の取り組みの上限額は2,000万円（省エネの取組は上限1,000万円） ※詳細はホームページに掲載されています。
照会先	北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 TEL:011-204-5319 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/tanso.htm

事業名	地域新エネルギー導入加速化事業
対象内容	省エネ、新エネ（太陽光発電、風力発電、中小水力発電、雪氷熱利用、バイオマス、水温度差熱利用、波力発電、潮汐発電、太陽熱利用、地熱利用等、排熱利用等、廃棄物熱利用、廃棄物発電、コージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車）
制度の目的	地域が連携して行う広域的な計画策定事業や市町村が策定している新エネルギー導入のための計画等の具体化に向けたF S調査を支援。
対象者	・市町村（複数の市町村も含む） ・市町村と法人、任意団体及びその他知事が適当と認められた者で構成された共同体
対象事業	【地域連携広域計画策定事業】 複数の市町村地域による広域的な新エネルギー導入のデータ収集や導入・普及のための基本方針、地域特性を活かしたプロジェクト、推進体制などの計画策定事業を対象とする 【地域新エネルギー導入可能性調査事業】 市町村の新エネルギー導入の計画等に位置づけられているプロジェクト等の具体化に向け、その事業可能性を調査するための事業を対象とする
補助率等	補助率：1 / 2以内 《限度額：地域連携広域計画策定事業 150万円、地域新エネルギー導入可能性調査事業 400万円》
照会先	北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 TEL:011-204-5319 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm

事業名	道産エネルギー技術開発支援事業
対象内容	・新エネルギー（太陽光・風力・中小水力・雪氷・バイオマス、太陽熱、地熱、波力等）関連技術 ・高断熱・高気密住宅関連技術 ・省エネルギー関連技術 ・次世代自動車（ハイブリット車、電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池車、クリーンディーゼル車等）関連技術 ・バイオマス関連技術 ・環境保全関連技術
制度の目的	北海道の気象条件や、地域の豊富な自然エネルギー資源、技術シーズを活用し、道内の大学や公設試験研究機関などと共同で行うエネルギー関連技術の研究開発を支援するもの。
対象者	・道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（NPO法人等を含む） ・全構成員の過半数を上記に掲げる者が占め、かつ上記に掲げる者が代表者となる共同体（コンソーシアム）
対象事業	【低炭素型関連技術】・新エネルギー関連技術 ・高断熱・高気密住宅関連技術 ・省エネルギー関連技術 ・次世代自動車 【循環型関連技術】・バイオマス関連技術 ・環境保全関連技術 【対象事業の要件】 ・事業成果が事業化や商品化に結びつくことが見込まれること ・研究及び開発しようとする事業に対して、必要な基礎研究、調査及び知見を有していること ・事業成果を利用する需要者との連携等が、積極的に図られるものであること ・他の道事業に採択されたことがないこと
補助率等	補助率：2 / 3以内 限度額：1,000万円
照会先	北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 TEL:011-204-5320 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kankyousangyou/dousanenergie/25gizvutukaihatu.htm

事業名	道産エネルギー製品開発支援事業
対象内容	・新エネルギー（太陽光・風力・中小水力・雪氷・バイオマス、太陽熱、地熱、波力等）関連技術 ・高断熱・高気密住宅関連技術 ・省エネルギー関連技術 ・次世代自動車（ハイブリット車、電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池車、クリーンディーゼル車等）関連技術 ・バイオマス関連技術 ・環境保全関連技術
制度の目的	北海道の気象条件や、地域の豊富な自然エネルギー資源、技術シーズを活用し、エネルギー供給や消費の抑制など、低炭素社会の実現に資する製品開発を支援します。
対象者	・道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（NPO法人等を含む） ・全構成員の過半数を上記に掲げる者が占め、かつ上記に掲げる者が代表者となる共同体（コンソーシアム）
対象事業	【低炭素型関連技術】・新エネルギー関連技術 ・高断熱・高気密住宅関連技術 ・省エネルギー関連技術 ・次世代自動車 【循環型関連技術】・バイオマス関連技術 ・環境保全関連技術 【対象事業の要件】 ・研究開発を終了し、低炭素への効果が明らかであること ・市場への投入にあたり、具体的な課題を有していること ・事業内容が、道内への波及効果が高いと見込まれること ・他の道事業に採択されたことがないこと
補助率等	補助率：2 / 3以内 限度額：300万円
照会先	北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 TEL:011-204-5320 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kankyousangyou/dousanenergie/25seihinkaihatu.htm

事業名	エネルギーの地産地消促進事業
対象内容	新エネ（太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス、地熱利用等）
制度の目的	地域におけるエネルギーの地産地消を推進する担い手となる人材を育成するとともに、市町村と企業との連携によるエネルギーの地産地消の具体的な取り組みを支援します。
対象者	市町村と法人、任意団体及びその他知事が適当と認められた者で構成された共同体（コンソーシアム）
対象事業	固定価格買い取り制度を活用した再生可能エネルギーの導入に係る施設整備補助で、売電収入全額を地域振興に活用することが条件です。
補助率等	補助率：補助対象経費の1/2以内、限度額：1,500万円
照会先	北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 TEL:011-204-5319 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/enegcing_ver2.htm

事業名	中小企業競争力強化促進事業
対象内容	①省エネ、②新エネ（太陽光発電、風力発電、中小水力発電、雪氷熱利用、バイオマス、水温度差熱利用、波力発電、潮汐発電、太陽熱利用、地熱利用等、排熱利用等、廃棄物熱利用、廃棄物発電、コージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車）
制度の目的	産業構造の高度化による自立した経済構造への転換に資するよう、中小企業の競争力の強化を図ります。
対象者	道内の中小企業者等
対象事業	①産学連携等研究開発支援事業 道内の中小企業者等を2分の1以上とするグループによる加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業、環境・エネルギー産業に関する研究開発に要する経費（産学連携又は異業種連携による共同研究に限る） ②市場対応型製品開発支援事業 中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く）
補助率等	①産学連携等研究開発支援事業：助成率：1/2以内、限度額：1,200万円 ②市場対応型製品開発支援事業：助成率：1/2以内、限度額：300万円（うち市場調査等経費200万円）
照会先	（公財）北海道中小企業総合支援センター TEL:011-232-2403 http://www.hsc.or.jp

事業名	企業立地補助金（新エネルギー供給業）
対象内容	新エネ（太陽光発電、風力発電、中小水力発電、地熱、バイオマス）
制度の目的	企業立地を促進するため、経済波及効果の高い産業、成長発展が期待される産業及び地域の特性に応じた産業の分野に対し、重点的な措置を講ずる。
対象者	工場等を新設する者
対象要件	投資額：5億円以上、雇用増：1人以上
補助率等	投資額の5%（限度額 1億円）
照会先	北海道経済部産業振興局産業振興課立地支援グループ TEL:011-204-5324 ・振興局商工労働観光課 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm

事業名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
対象内容	新エネ（太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス）
制度の目的	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画に基づく取り組みを支援する。
対象者	市町村、農林漁業団体等
対象事業	地域資源循環活用施設整備 （地域に存在する未利用資源等を活用し、営農等に必要な資源化、エネルギー化などを行う場合に必要施設）
補助率等	補助率：1/2以内（交付先）市町村へ国から直接交付（事業主体が農林漁業団体等の場合は、市町村からの間接交付）
照会先	農林水産省農村振興局整備部農村整備官活性化支援班 TEL:03-3501-0814 http://www.maff.go.jp/i/kasseika/k_project/index.html （北海道窓口）北海道農政部農村振興局農村設計課農村企画グループ TEL:011-204-5397

事業名	農山漁村地域整備交付金（畜産環境総合整備事業）
対象内容	新エネ（バイオマス、廃棄物熱利用、廃棄物発電）
制度の目的	将来にわたり畜産生産地としての発展が期待される地域において、総合的な畜産経営の環境整備を行い、家畜排せつ物等の地域資源のリサイクルシステムを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資する。
対象者	（事業実施主体：北海道農業公社） 受益者
対象事業	資源リサイクル型事業 ①エネルギー等副産物利用処理施設整備 ②家畜排せつ物燃焼処理施設整備 ※以上2つは、環境負荷脆弱地域かつ畜産高密度地域に限る。 ③バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備 ※売電を主目的とするものは対象としない。
補助率等	1 補助率 計画策定：国50%、道50% 施設整備：国50% 2 採択基準 ①事業参加者の家畜飼養頭数（肥育豚換算）が概ね2,000頭以上 ②事業参加者のうち養畜の業務を営む者が原則として10人以上 ③受益面積が、原則として、概ね30ha以上
照会先	北海道農政部農村振興局農地整備課草地整備グループ TEL:011-204-5420 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/

事業名	林業・木材産業構造改革事業（森林バイオマス等活用施設整備）
対象内容	新エネ（バイオマス）
制度の目的	森林及び木材の加工工程などで発生する木質系バイオマス等を活用するために必要な施設の整備を行い、木質資源の循環利用の推進を図る。
対象者	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人、木材関連業者等の組織する団体
対象事業	（エネルギー利用施設等関係分） 森林及び木材の加工工程等で発生する伐根や枝条、工場残材などを原料とした炭化施設、発電施設、ボイラー施設、燃料製造施設等のほか、森林内に設置する小規模水力発電施設の整備を補助の対象とする。
補助率等	（１）事業の採択基準 次のア～ウに掲げる要件を全て満たすこと。 ア）施設の導入により受益が及び範囲（以下「受益範囲」という）において、木質バイオマスの利用量等の目標が道の目標数値の伸び率以上であること又は当該施設と一体となる加工施設等について機能要件を満たしていること。 イ）施設の規模、性能等が、受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること。 ウ）次の①又は②のいずれかを満たしていること。 ① 既存又は新設の製材施設、森林空間活用施設等と密接な関連を持った施設の整備であること。 ② 地域における林産物の生産・加工・流通等と密接な関連を持った施設の整備であること。 （２）補助率 1/2～1/3以内
照会先	北海道水産林務部林務局林業木材課経営支援グループ TEL:011-231-4111(内線28-471、474) 各総合振興局・振興局産業振興部林務課 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/index.htm

事業名	林業・木材産業構造改革事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）
対象内容	新エネ（バイオマス）
制度の目的	未利用間伐材等の収集、運搬の効率化に資する機材等の整備、未利用木質資源を燃料又は製品の原料として活用するために必要な施設及び公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備を行い、未利用の木質資源の利用を促進する。
対象者	・下欄「対象事業」のうち（１） 市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、PFI事業者、民間事業者（地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において実施する場合、地域材を利用するために森林所有者等と木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合に限る。） ・下欄「対象事業」のうち（２） 上記（１）の対象者に加え、地方公共団体等が出資する法人 ・下欄「対象事業」のうち（３） 上記（２）の対象者に加え、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人
対象事業	（１） 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材等（移動式木材破碎装置等）の整備 （２） 未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設（バイオマス発電施設（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる発電施設本体を除く）、熱供給施設、ペレット製造施設、木材成分抽出利用施設、木質系粗飼料製造施設等）の整備 （３） 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備
補助率等	（１）事業の採択基準（主なもの） ・受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が道の目標数値の伸び率以上であること ・施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること ・木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、周辺地域への波及効果の高い施設とすること ・地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設又は木質バイオマスの安定取引協定（年間5千m ³ 以上かつ5年以上）に基づく施設であること。 （２）補助率 1/2～1/3以内
照会先	北海道水産林務部林務局林業木材課需要推進グループ 011-231-4111(内線28-481、482) 各総合振興局・振興局産業振興部林務課 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/index.htm

事業名	森林整備加速化・林業再生事業（木質バイオマス利用施設等整備）
対象内容	新エネ（バイオマス）
制度の目的	木質バイオマスを燃料又は製品の原料として活用するために必要な施設の整備、未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備及び公共施設等において、木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備を行い、未利用の木質資源の利用を促進する。
対象者	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設等（チップ・ペレット・オガ粉製造施設及び関連機械等）の整備 ・未利用間伐材等の収集 ・運搬の効率化に資する機材等（移動式チップパー等）の整備 ・公共施設等において、木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設（木質資源利用ポイラー及び関連装置等）の整備
補助率等	<p>（1）事業の採択基準（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が道の目標数値の伸び率以上であること ・施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること ・木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、周辺地域への波及効果の高い施設とすること ・木質バイオマスの安定取引協定を締結することとし、樹種、形状、取扱量、期間（原則3年間以上）、協定価格の決定方法その他必要な事項を定めること <p>（2）補助率、1/2以内</p>
照会先	北海道水産林務部林務局林業木材課需要推進グループ TEL:011-231-4111(内線28-481、482) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/index.htm

事業名	森林整備加速化・林業再生事業（森林バイオマス等再利用促進施設整備）
対象内容	新エネ（バイオマス）
制度の目的	森林及び木材の加工工程などで発生する木質系バイオマス等を活用するために必要な施設の整備を行い、木質資源の循環利用の推進を図る。
対象者	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人
対象事業	<p>（エネルギー利用施設等関係分）</p> <p>森林及び木材の加工工程等で発生する伐根や枝条、工場残材などを原料とした炭化施設、オガ粉製造施設、有機質飼料生産施設等の整備を補助の対象とする。</p>
補助率等	<p>（1）事業の採択基準 次のア～ウに掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>ア）施設の導入により受益が及び範囲（以下「受益範囲」という）において、間伐材等利用量の目標が道の目標数値の伸び率以上であること。</p> <p>イ）施設の規模、性能等が、受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること。</p> <p>ウ）あらかじめ、受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行っている施設の整備であること。</p> <p>（2）補助率 1/2以内</p>
照会先	北海道水産林務部林務局林業木材課経営支援グループ TEL:011-231-4111(内線28-471、474) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/index.htm

事業名	地域新エネルギー導入アドバイザー制度
対象内容	新エネ（太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス）
制度の目的	道営電気事業の運営を通して蓄積してきた事業経営や施設整備等に関するノウハウを提供し、市町村等の地域における新エネルギーへの取り組みを支援する。
対象者	道内の市町村・公共性を有する団体
対象事業	<p>地域の新エネルギー導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電、・風力発電、・中小水力発電、・バイオマス発電
補助率等	技術・経営に関するアドバイスをを行うものであり、補助制度ではありません。
照会先	北海道企業局発電課 TEL:011-231-4111(内線32-757) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/htd/adviser.htm

事業名	学校施設環境改善交付金
対象内容	新エネ（太陽光発電、風力発電、中小水力発電、雪氷熱利用、バイオマス、水温度差熱利用、太陽熱利用、地熱利用等、排熱利用等、廃棄物熱利用、廃棄物発電、コージェネレーション、燃料電池、その他）
制度の目的	児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たす公立学校施設の安全・安心で快適な学校づくりに資する整備を促進する。
対象者	都道府県、市町村
対象事業	太陽光発電等導入事業、エコスクールパイロット・モデル事業
補助率等	太陽光発電等導入事業（補助率1/2） エコスクール（2.5%加算）
照会先	北海道教育庁総務政策局施設課 TEL:011-204-5715 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/unyou/1304687.htm

(3) 支援策 《 融資制度 》

事業名	環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）
制度概要	非化石エネルギーの導入促進を図るもの
対象者	・非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する方
対象事業	・非化石エネルギーを導入する施設などを取得するために必要な設備資金として ・ガス事業の近代化または保安の確保のために必要な設備資金（中小企業の方）
融資条件等	・国民生活事業； 融資限度額：7,200万円 ご返済期間：15年以内<据置期間2年以内> 利率（年）は下記ホームページをご覧ください。 ・中小企業事業； 直接貸付 7億2,000万円 代理貸付 1億2,000万円
照会先	日本政策金融公庫 道内の各支店 国民生活事業（札幌）TEL:011-231-9131 中小企業事業（札幌）TEL:011-281-5221 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

事業名	北海道市町村振興基金貸付金
制度概要	太陽熱、地熱等、地域エネルギーの開発利用の推進を図るため、地域エネルギーの開発振興事業を実施する市町村等に対し、貸付を行う。
対象者	市町村、特別地方公共団体
対象事業	①地熱、天然ガス開発利用施設の整備 ②太陽熱利用施設の整備 ③その他地域エネルギー開発利用施設の整備
融資条件等	①貸付額は貸付対象額の概ね75% ②利率は貸付日現在における財政融資資金貸付金利のうち、償還期間（据置期間を含む）に対応した元利均等償還（半年賦）に係る金利から0.2%を控除した利率（0.1%が下限） ③償還期間は12年以内（据置期間2年以内）
照会先	北海道総合政策部地域行政局市町村課 TEL:011-204-5154 各（総合）振興局地域政策部地域政策課

事業名	北海道中小企業総合振興資金（事業活性化資金 事業革新貸付）
制度概要	新事業の展開や新技術・新製品の開発などを行う中小企業者等に対し、事業の改革や経営の革新等に必要な事業資金の融資の円滑化を図ることにより、企業の事業活動の発展に資する。
対象者	①北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例に基づき、自社の競争力の強化を図ろうとするもの ②新技術・新製品等の開発や活用、事業の多角化や新たな事業分野への進出等を行うもの ③地域における産業や商業等の活性化を図る計画に沿った事業を行う中小企業者等 ④国際標準化に対応するために製造工程等の改善等を行う中小企業者等 ⑤省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等 ⑥地域における雇用の創出又は確保のための事業を行おうとするもの ⑦ほっかいどう産業振興ビジョンで定められた成長分野へ進出するもの
資金使途	事業資金
融資条件等	①融資額：1億円以内 ②融資期間：10年以内（うち据置1年以内） ③融資利率：【固定金利】3年以内 年1.4%、5年以内 年1.6%、 7年以内 年1.8%、10年以内 年2.0% 【変動金利】年1.4%（融資期間が3年を超える取り扱いの場合に限る） ④担保及び償還方法：取扱金融機関の定めるところによる ⑤信用保証：必要により信用保証協会の保証に付することがある。 ⑥保証料率：経営状況に応じ、年0.45%～1.90%（9段階）
照会先	北海道経済部経営支援局中小企業課 TEL:011-204-5346 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/

事業名	北海道中小企業総合振興資金（事業活性化資金 ステップアップ貸付（成長分野））
制度概要	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等に対し、その計画を実行するために必要な事業資金の融資の円滑化を図ることにより、企業の事業活動の成長に資する。
対象者	ステップアップ計画を推進しようとする中小企業者等であって、ほっかいどう産業振興ビジョンで定められた成長分野で事業を行おうとするもの ※「ほっかいどう産業振興ビジョンで定められた成長分野」での事業（関係分） ・省エネルギー・新エネルギーなどの環境・エネルギー産業の振興に資する事業
資金使途	事業資金
融資条件等	①融資額：1億円以内 ②融資期間：10年以内（うち据置1年以内） ③融資利率：【固定金利】3年以内 年1.4%、5年以内 年1.6%、 7年以内 年1.8%、10年以内 年2.0% 【変動金利】年1.4%（融資期間が3年を超える取り扱いの場合に限る） ④担保及び償還方法：取扱金融機関の定めるところによる ⑤信用保証：必要により信用保証協会の保証に付することがある。 ⑥保証料率：経営状況に応じ、年0.45%～1.90%（9段階）
照会先	北海道経済部経営支援局中小企業課 TEL:011-204-5346 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/

事業名	林業・木材産業改善資金
制度概要	林業・木材産業の生産行程の改善を図るため、能率的な技術を導入する場合に必要な施設等を設置するのに必要な資金の一部を無利子で貸し付ける。
対象者	森林所有者、素材生産業者、種苗生産業者、林業を営む会社、森林組合、市町村、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」第4条第1項の認定を受けたもの、木材産業に属する事業を営む会社等
資金用途	(エネルギー利用施設等関係分) 林業・木材産業生産過程において発生する根株や枝条などの未利用資源や間伐材等の木質系資源を利活用するための機械・施設の購入又は設置に要する資金。 ①未利用資源利活用機械・施設 ②成形燃料製造機械 ③炭生産用機械・施設
融資条件等	①融資方法：直接融資 ②利率：無利子 ③貸付限度額：個人：1,500万円、会社：3,000万円 団体：5,000万円（木材産業分野1億円） ④償還期間：10年以内（うち据置3年以内） なお、林業事業者等及び6次産業化法による促進事業者並びに農工商等連携法による認定中小企業者で一定の要件を満たす者は、償還期間等の延長措置がある。
照会先	北海道水産林務部林務局林業木材課経営支援グループ TEL:011-231-4111（内線28-571） 各（総合）振興局産業振興部林務課 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/k002.htm

資料5 バイオマス利活用推進連絡会議設置要領

バイオマス利活用推進連絡会議設置要領

第1 目的

「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月27日閣議決定）及び「バイオマス活用推進基本法」（平成21年6月12日法律第52号）の趣旨を踏まえ、道内に豊富に賦存するバイオマスの利活用を総合的に推進するため、庁内関係部課等で構成するバイオマス利活用推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

第2 所掌事項

連絡会議は、次の事項について検討及び調整等を行う。

- 1 バイオマス利活用の総合的な推進に関する事項
- 2 その他バイオマス利活用の円滑な推進に関する事項

第3 構成

連絡会議は別表1に掲げる職にある者を構成員とし、農政部生産振興局技術普及課農業環境担当課長が主宰する。

第4 部会

連絡会議は、専門的事項について検討及び調整等を行うため、必要に応じ部会を設置することが出来ることとし、所掌事項、構成員等については連絡会議で決定する。

第5 運営

- 1 連絡会議及び部会は、主宰者が招集し、開催する。
- 2 主宰者は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

第6 庶務

連絡会議の事務局は、農政部生産振興局技術普及課に置く。

第7 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 未利用資源リサイクル推進連絡会議（平成13年9月14日施行）については、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年12月27日から施行する。

この要領は、平成17年6月30日から施行する。

この要領は、平成18年11月15日から施行する。

この要領は、平成21年2月9日から施行する。

この要領は、平成24年12月5日から施行する。

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

別表 1

バイオマス利活用推進連絡会議構成員

所 属		職 名 等	備 考
総合政策部	政策局	主幹（政策企画）	
〃	科学 I T 振興局研究法人室	総合研究機構 G 主幹	
〃	地域づくり支援局地域政策課	地域政策 G 主幹	
環境生活部	環境局循環型社会推進課	循環推進 G 主幹	
〃	〃 地球温暖化対策室	計画推進 G 主幹	
経 済 部	産業振興局食関連産業室	食品産業 G 主幹	
〃	〃 環境・エネルギー室	省エネ・新エネ G 主幹	
水産林務部	総務課	政策調整 G 主幹	
〃	水産局水産振興課	環境保全 G 主幹	
〃	林務局林業木材課	需要推進 G 主幹	
建 設 部	建設政策局建設政策課	政策調整 G 主幹	
〃	まちづくり局都市環境課	下水道 G 主幹	
企 業 局	発電課	施設改修 G 主幹	
農 政 部	生産振興局農産振興課	畑作 G 主幹	
〃	〃 畜産振興課	環境飼料 G 主幹	
〃	農村経営局農村計画課	農村計画 G 主幹	
〃	農業経営局農業経営課	支援 G 主幹	
〃	農村振興局農村整備課	田園整備 G 主幹	
〃	生産振興局技術普及課	農業環境担当課長	主 宰
〃	〃 〃	農業環境・バイオマス G 主幹	事務局

北海道バイオマス活用推進計画

平成25年12月発行

発行：北海道

編集：北海道農政部生産振興局技術普及課

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

TEL：011-231-4111（代表）（内線：27-807）
